

令和6年度物価高騰臨時給付金 (新たに住民税非課税・均等割のみ課税になった世帯) 及び子育て世帯物価高騰臨時給付金のご案内

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」により、令和6年度に新たに住民税非課税等となる世帯への給付として、「令和6年度新たに住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯」及び「令和6年度低所得者の子育て世帯」に対する物価高騰臨時給付金の支給を行います。

ただし、既に令和5年度に支給対象となった世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、今回の給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

■支給対象

令和6年6月3日(以下「基準日」といいます。)において、本町の住民基本台帳に記録されている者であって、以下の項目に該当する世帯主となります。

物価高騰臨時給付金	支給要件	支給金額
住民税非課税世帯への給付金	①令和6年度に新たに住民税非課税となった世帯 (令和5年度は住民税所得割課税世帯)	10万円/世帯
住民税均等割のみ課税世帯への給付金	①令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となった世帯 (令和5年度は住民税所得割課税世帯)	10万円/世帯

子育て世帯物価高騰臨時給付金	支給要件	支給金額
低所得の子育て世帯への加算給付金	①令和6年度に新たに住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税となった世帯 ②上記と同一世帯となっている18歳以下の児童 (基準日以後に出生し、申請時に扶養している児童も対象となります。) ※①と②に該当する世帯主が対象です	5万円/児童

■次に該当する世帯は対象外です

- ・令和5年度住民税非課税世帯への給付金(7万円)の支給対象だった人がいる世帯
- ・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)の支給対象だった人がいる世帯
- ・他市町村で同主旨の給付金を受けた世帯
- ・世帯内に住民税所得割が課税されている人がいる世帯
- ・世帯全員が、住民税が課税されている別世帯の親族などから税法上の扶養を受けている世帯

■給付金の支給手続きについて

支給対象となる世帯へは、準備ができ次第、物価高騰臨時給付金の確認書又は申請書を郵送いたします。内容をご確認のうえ、必要事項を記入して期限までに提出してください。

また、低所得の子育て世帯への児童分の給付は、住民税非課税又は均等割のみ課税世帯物価高騰臨時給付金の支給対象となることが確定したのちに給付対象である旨の通知をいたします。

■お問い合わせ

○物価高騰臨時給付金(住民税非課税世帯への給付金)

保健福祉課 ☎4-2511内線122 ☆4-251104

○物価高騰臨時給付金(住民税均等割のみ課税世帯への給付金)

及び子育て世帯物価高騰臨時給付金

町民生活課 ☎4-2511内線111, 112 ☆4-251103